

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、
休暇等に関する規則

令和2年3月30日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第6号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間は、その者の職務内容を考慮し、休憩時間を除き、次に掲げる時間を超えない範囲内で、所属長が割り振るものとする。

- (1) 1日につき7時間45分
- (2) 1週間につき35時間

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、勤務時間を割り振られた日（以下「勤務日」という。）が1週間当たり4日以内の会計年度任用職員については、月曜日から金曜日までの5日間において、所属長が別に週休日を設けることができる。

2 所属長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

3 所属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日以上 of 週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他特別の事由により、4週間ごとの期間につき8日以上 of 週休日を設け

ることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

- 4 前項の割振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（週休日の振替等）

第4条 所属長は、会計年度任用職員に前条の規定により週休日とされた日において公務の運営上の事情により勤務することを命ずる場合には、勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる日に割り振ることができる。

- 2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することができる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

（休憩時間）

第5条 条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第6条 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第7条 条例第9条の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

（休日）

第8条 条例第10条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（休日の代休日）

第9条 所属長は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第10条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第11条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 週の勤務日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の1年度に定める日数（年度途中において新たに任用された者及び年度の途中において任用期間が満了する者の当該年度における日数については、その者に適用される別表第1の日数を任用期間の月数で除して得た日数（当該日数に0.5日未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、0.5日以上1日未満の端数を生じたときはこれを1日に切り上げて得た日数））

(2) 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。） 当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号の規定により取得した年次有給休暇があるときは、当該取得した日数分を控除した後の日数）

(3) 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員 週の勤務日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数（年度の途中において任用期間が満了する者の当該年度における日数については、その者に適用される別表第1の日数を任用期間の月数で除して得た日数（当該日数に0.5日未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、0.5日以上1日未満の端数を生じたときはこれを1日に切り上げて得た日

数))

- 2 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、所属長が公務の運営上支障がないと認める場合は、会計年度任用職員の請求により、1時間を単位とすることができる。
- 3 前項ただし書の規定により時間を単位とする年次有給休暇を日に換算するときには、当該会計年度任用職員の1日の勤務時間（1時間未満の端数を生じた場合はこれを切り上げて得た時間）をもって1日とする。
- 4 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、当該年度において新規に付与された日数を限度として、当該年度の年次有給休暇の残日数を翌年度に繰り越すことができる。

（特別休暇）

第12条 会計年度任用職員に別表第2の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- 2 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 3 別表第2（14）、（17）及び（18）並びに別表第3（2）及び（3）の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 5 前条第3項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第13条 条例第16条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があったとしたならば同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるものであって、当該申出において、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成19年規則第5号）第24条第2項の規定により指定期間

の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第16条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）

第14条 条例第16条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるものであって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第16条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第15条 特別休暇（別表第2（15）及び（16）を除く。）の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。

（その他）

第16条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（年次有給休暇に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで地方公務員法及び地方地自法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第3条第3項第3号に規定する嘱託員として任用されていた者が、施行日以後に会計年

度任用職員として継続勤務する場合の年次有給休暇の付与日数及び時期等については、なお従前の例による。

附 則（令和2年規則第7号）

この規則は、公布日から施行する。

附 則（令和3年規則第14号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、別表第2（11）の項の改正規定及び別表第5の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

週の勤務日数		5日	4日	3日	2日	1日
継続勤務 期間の初 日の属す る年度か ら現年度 までの年 度数	1年度	10日	7日	5日	3日	1日
	2年度	11日	8日	6日	4日	2日
	3年度	12日	9日	6日	4日	2日
	4年度	14日	10日	7日	5日	2日
	5年度	16日	12日	9日	6日	3日
	6年度	18日	13日	10日	6日	3日
	7年度	20日	15日	11日	7日	3日
	8年度以上	20日	15日	11日	7日	3日

別表第2（第12条関係）

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が選挙権その他公民と	同上

<p>しての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	
<p>(3) 会計年度任用職員が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項又は第2項及び埼玉県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（埼玉県後期高齢者医療広域連合条例第7号）第24条の規定により、公務災害補償に関する決定についての不服申立人として出頭する場合</p>	<p>その都度必要と認める日または期間</p>
<p>(4) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
<p>(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(6) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が</p>	<p>同上</p>

<p>退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	
<p>(7) 会計年度任用職員の親族（別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>親族に応じ同表の付与日数欄に掲げる連続する日数 （葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>
<p>(8) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。</p>	<p>当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間</p>
<p>(9) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月（任命権者が広域連合長の承認を得て別に期間を定める場合は、その期間）を経過する日までの間における連続する5日の範囲内の期間</p>
<p>(10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通を制限され又は遮断された場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(11) 夏季における心身の鍛錬、健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度の6月から9月までの期間内における別表第5に定める期間</p>

<p>(12) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>その都度必要と認められる日又は時間</p>
<p>(13) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合</p>	<p>当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>
<p>(14) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(15) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>

<p>(16) 女性の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>(17) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間おける2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間）の範囲内の期間</p>

<p>(18) 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第8条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間）の範囲内の期間</p>
---	---

別表第3（第12条関係）

事由	期間
<p>(1) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に</p>

	<p>限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
(2) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)	一の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に

<p>を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日） （勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(3) 要介護者（条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日数が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの）が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、広域連合長の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(4) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(5) 女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>

(6) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(7) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3号に掲げる場合を除く。）	一の年度において2か月を超えない範囲でその都度必要と認める期間
(8) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

別表第4（別表第2関係）

死亡した者		付与日数
配偶者		10日
血族	1親等の直系尊属（父母）	7日
	1親等の卑属（子）	7日
	2親等の直系尊属（祖父母）	3日
	2親等の卑属（孫）	1日
	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日
	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日
姻族	1親等の直系尊属	3日
	1親等の卑属	1日
	2親等の直系尊属	1日

	2親等の傍系者	1日
--	---------	----

備考

- 1 配偶者は、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- 2 死亡した者が、職員と生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 3 職員が代襲相続し、かつ、祭具等を継承する場合は、血族である父母に準ずる。
- 4 伯叔父母の配偶者は、当該伯叔父母に準ずる。

別表第5（別表第2関係）

週の勤務日数	付与日数			
	6月以前任用	7月任用	8月任用	9月任用
5日	5日	4日	3日	2日
4日	4日	3日	2日	1日
3日	3日	3日	2日	1日
2日以下	—	—	—	—